第２章　　組織

第１節　防災本部

府に常設機関として、防災本部を設置し、本部長、本部員、幹事（常任幹事）をもって組織する。

防災本部は、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、防災計画の作成、災害時等における情報の収集、伝達及び応急活動等を積極的に推進する。

危機管理室消防保安課が防災本部の事務処理を行う。

１　防災本部

(1)　組織

本部長：大阪府知事

本部長に事故があるときは、副知事（危機管理担当）が、その職務を代理する。



図　大阪府石油コンビナート等防災本部の構成

　　表２－１　大阪府石油コンビナート等防災本部本部員・幹事等一覧表（令和６年９月現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 機関名等 | 本部員 | 幹事　　※常任幹事 |
| １号 | 近畿管区警察局 | 局長 | 広域調整部災害対策官 |
| 中部近畿産業保安監督部近畿支部 | 支部長 | 保安課長　※ |
| 電力安全課長 |
| 近畿地方整備局 | 局長 | 総括防災調整官 |
| 港湾空港部補償管理官 |
| 大阪海上保安監部 | 監部長 | 警備救難課長　※ |
| 航行安全課長 |
| 堺海上保安署長 |
| 岸和田海上保安署長 |
| 大阪労働局 | 局長 | 安全課長　※ |
| ２号 | 陸上自衛隊第三師団 | 師団長 | 第三師団司令部第三部長 |
| ３号 | 大阪府警察本部 | 本部長 | 警備第二課長　※ |
| 生活環境課長 |
| ４号 | 大阪府 | 副知事（危機管理担当）危機管理監危機管理室長 | 防災企画課長 |
| 災害対策課長　※ |
| 消防保安課長　※ |
| 市町村局行政課長 |
| 財政課長 |
| 広報広聴課長 |
| 医療対策課長 |
| 薬務課長　※ |
| 水産課長 |
| 大阪港湾局泉州港湾・海岸部事業企画・防災課長　※ |
| 事業調整室都市防災課長 |
| ５号 | 大阪市 | 市長 | 危機管理室危機管理課長　※ |
| 大阪港湾局計画整備部海務課長 |
| 堺市 | 市長 | 危機管理室危機管理課長※ |
| 高石市 | 市長 | 危機管理課長　※ |
| 泉大津市 | 市長 | 危機管理課長　※ |
| 泉佐野市 | 市長 | 危機管理課長　※ |
| 泉南市 | 市長 | 行政経営部危機管理課長　※ |
| 田尻町 | 町長 | 総務部安全安心まちづくり推進局課長　※ |
| ６号 | 阪南市 | 市長 | 危機管理課長　※ |
| ７号 | 大阪市消防局 | 局長 | 予防部規制課長　※ |
| 警防部警防対策担当課長 |
| 堺市消防局 | 局長 | 予防部危険物保安課長　※ |
| 警防部警防課長 |
| 泉大津市消防本部 | 消防長 | 予防課長　※ |
| 警防課長 |
| 泉州南広域消防本部 | 消防長 | 警備課長 |
| 予防課長　※ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 機関名等 | 本部員 | 幹　事　　※常任幹事 |
| ８号 | 大阪北港地区 | 大阪北港地区防災協議会長 | 住友化学（株）大阪工場環境安全部長　※ |
| アスト（株）北港ターミナル取締役所長 |
| 櫻島埠頭（株）取締役 |
| 堺泉北臨海地区 | 堺・泉北臨海特別防災地区協議会長 | 三井化学（株）大阪工場安全・環境部長　※ |
| ENEOS（株）堺製油所環境安全副所長 |
| ライオン（株）大阪工場次長 |
| ダイキン工業（株）堺製作所臨海工場　副参事 |
| ＤＩＣ（株）堺工場安全環境グループマネージャー |
| コスモ石油（株）堺製油所安全環境担当副所長 |
| 関西国際空港地区 | 新関西国際空港（株）技術・安全部長 | 新関西国際空港（株）空港技術課長　※ |
| ９号 | 近畿経済産業局 | 局長 | 総務課長　※ |
| 近畿運輸局 | 局長 | 安全防災・危機管理調整官 |
| 大阪運輸支局長 |
| 大阪航空局関西空港事務所 | 関西国際空港長 | 総務調整官 |
| 関西空港海上保安航空基地 | 基地長 | 警備救難課長　※ |
| 大阪管区気象台 | 台長 | 気象防災部次長 |
| 日本赤十字社大阪府支部 | 事務局長 | 救護課長 |
| 一般社団法人大阪府医師会 | 会長 | 理事 |
| 日本放送協会大阪拠点放送局 | 副局長 | コンテンツセンター第２部長 |
| 西日本電信電話（株）関西支店 | 設備部長 | 災害対策室長 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 役職 | 本部員 |  |
| ９号 | 岡山大学名誉教授 | 鈴木　和彦 | 学識経験者 |

　　合　計　　　本部員：35名　　　幹事：62名（常任幹事25名）

1　一覧表中の区分は、石災法第28条第５項の各号による。

（注）

2　防災本部に、専門員（防災関係機関等の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する者）を

置くことができる。

　　(2)　業務

　　　　　　防災本部は、次の業務を行う。

　　　　　　ア　防災計画の作成、進行管理及び実施に関すること

　　　　イ　防災に関する調査、研究に関すること

　　　　ウ　防災に関する情報の収集、伝達に関すること

　　　　エ　災害応急活動及び災害復旧に係る連絡調整に関すること

　　　　オ　現地本部に対する指示に関すること

　　　　カ　国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く）及び他の都道府県との連絡に関する

 こと

　　　　キ　その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施に関すること

第２節　自衛防災組織・共同防災組織及び広域共同防災組織

特定事業者は、自衛防災組織を設置し、防災規程を定めるとともに、防災要員を置き、防災資機材等を備え付けなければならない。また、防災管理者を選任して自衛防災組織を統括させ、防災体制の確立に努めるものとする。

共同防災組織を設置した場合には、共同防災規程を定め、自衛防災組織と一体となり、防災活動を行うものとする。

　　広域共同防災組織を設置した場合には、広域共同防災規程及び警防計画等を定め、自衛・共同防災組織と一体となり、大容量泡放射システムを用いて、防災活動を行うものとする。

　　なお、これら組織の整備に当たっては、指揮命令系統、任務及び活動基準を明確にし、特に、夜間、休日の連絡及び活動体制を確立するものとする。

第１　自衛防災組織

１　業務

(1)　予防活動

　　　　　　ア　製造施設等の現況、機器の性能等の調査・把握

　　　　イ　防災資機材等の点検・整備

　　　　ウ　その他防災活動上必要な事項

(2)　情報伝達

　　　　ア　消防機関への通報

　　　　イ　関係事業所及び隣接事業所に対する非常通報

　　　　ウ　消防機関到着時における情報の提供

　　　　エ　地域住民に対する災害広報

(3)　応急活動

　　　　ア　火災、危険物の流出事故等に対する応急措置及び応急活動の実施

　　　　イ　負傷者等の救出・救護

　　　　ウ　職員の避難誘導（津波警報発表時の事業所外への避難誘導を含む）

　　　　エ　防災資機材の調達

第２　共同防災組織

１　業務

(1)　防災資機材等の点検・整備

(2)　火災、危険物の流出事故等に対する応急措置及び防災活動の実施

(3)　負傷者等の救出・救護

(4)　自衛防災組織等との防災活動の分担・調整

(5)　その他防災活動上必要な事項

第３　広域共同防災組織

１　業務

(1)　広域防災活動の実施

堺泉北臨海、和歌山北部臨海南部、御坊の特別防災地区の特定事業所における直径34ｍ以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンク（以下「広域共同防災活動対象施設」という。）の全面火災等の発災時における大容量泡放射システムを用いた防災活動の実施

(2)　防災訓練の計画及び実施

(3)　大容量泡放射システム防災要員の教育計画の策定と実施

(4)　防災資機材等の点検・整備

(5)　その他防災活動上必要な事項

２　組織

(1)　広域共同防災組織構成事業所

【 ５社６事業所 】

|  |
| --- |
| 構　成　事　業　所 |
| 名　称 | 住　所 |
| 丸紅エネックス（株）　堺ターミナル | 大阪府堺市西区築港新町２丁２番地 |
| コスモ石油（株）　堺製油所 | 大阪府堺市西区築港新町３丁16番地 |
| ＥＮＥＯＳ（株）　堺製油所 | 大阪府堺市西区築港浜寺町１番地 |
| 三井化学（株）　大阪工場 | 大阪府高石市高砂１丁目６番地 |
| 関西電力（株）　御坊発電所 | 和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字富島１番地３ |
| ＥＮＥＯＳ（株）　和歌山製造所 | 和歌山県有田市初島町浜1000番地 |

(2)　広域共同防災組織図

広域共同防災協議会

事　務　局

大容量泡放射システム

配備事業所

ＥＮＥＯＳ（株）堺製油所

防災活動を行う特定事業所

防 災 管 理 者

大容量泡放射システム

による防災活動

統 括 防 災 要 員

放 水 砲

防災要員

ポ ン プ

防災要員

混合装置

防災要員

ホ ー ス

防災要員

３　広域共同防災活動対象施設

令和６年９月現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 府県 | 特別防災区域 | 特定事業所 | 浮き屋根式屋外貯蔵タンク |
| 対象基数〔基〕 | 最大直径〔ｍ〕 | 直径・基数 |
| 34m～60ｍ | 60m以上 |
| 大阪府 | 堺泉北臨海地区 | 丸紅エネックス（株）　堺ターミナル | 2 | 67.4 | 0 | 2 |
| コスモ石油（株）　堺製油所 | 14(1) | 98 | 3 | 11 |
| ＥＮＥＯＳ（株）　堺製油所 | 18 | 89 | 8 | 10 |
| 三井化学（株）　大阪工場 | 4 | 56.2 | 4 | 0 |
| 和歌山県 | 和歌山北部臨海南部地区 | ＥＮＥＯＳ（株）　和歌山製油所 | 39(15) | 81.6 | 19 | 20 |
| 御坊地区 | 関西電力（株）　御坊発電所 | 4(2) | 62.8 | 0 | 4 |
| 合計対象基数 | 81(18) | － | 34 | 47 |

（　）：休止中タンク

４　広域共同防災組織の活動基準

　　　　 広域共同防災組織における活動基準は、次の通りとする。

大容量泡放射システムの共同配備事業所

　　　　 ＥＮＥＯＳ（株）堺製油所　〔堺市西区築港浜寺町１番地〕

(1)　大容量泡放射システムの配備状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資 機 材 名 | 数　量 | 能 力 等 |
| 大容量泡放水砲 | ２ 砲 | ノンアスピレート型〔20,000～30,000 L／分〕可変 |
| ポンプ | 送水ポンプ | ３ 台 | 20,000 L／分 |
| 水中ポンプ | ３セット | 10,000 L／分×2 |
| 泡原液混合ユニット | １ 台 | MAX 800 L／分 |
| ホース | 5,810 ｍ | 300A ： 150m×18本、100m×3本、50m×3本 |
| 150A ： 30m×48本、20m×12本、15m×12本10m×8本 |
| 泡消火薬剤 | 72.010 kL | メガフォームCV-1(1％型)・1kLトート×72個、10L×１個 |
| 泡消火薬剤用簡易液槽 | １ 個 | 20,000 L |
| 耐熱服 | ５ 着 | エミユファイター |
| 空気呼吸器 | ５ 個 | ライフゼムA1（プレッシャーデマンド形） |

(2)　大容量泡放射システムの輸送体制の確保

　　　　　　　広域共同防災活動対象設備発災時において、大阪・和歌山広域共同防災組織による大容量泡放射システムの輸送がおこなわれるときは、次により、迅速かつ円滑な輸送体制を確保するものとする。

ア　災害に対する通報等

（ア）　広域共同防災活動対象設備において、全面火災が発生したときは、発災事業所は、配備事業所に対して、防災資機材搬送要領により、大容量泡放射システムの搬送要請を行うものとする。

（イ）　広域共同防災活動対象設備において、全面火災への発展が懸念される異常現象が発生した場合は、当該特定事業所は配備事業所に対して、大容量泡放射システムの移動待機の要請を行うものとする。

　　 　　 　 移動開始の判断は、当該特定事業所が防災関係機関の助言を受けて行うものと

 する。

イ　配備事業所の措置

（ア）　輸送体制の確保

（1）発災事業所から輸送要請を受けて、配備事業所の統括防災要員は、防災資機材搬送

要領に基づき、輸送に必要な車両等を調達等の輸送体制を確保し、迅速かつ円滑に

大容量泡放射システムを輸送するものとする。

(2) 道路状況等、輸送に関する情報の収集を行うものとする。

（イ）　複数の災害発生時の措置

　　　 　　 複数の広域共同防災活動対象設備が発災した場合は、発災規模などに応じて、広域

 共同防災組織間で締結している相互応援協定に基づき、近隣広域共同防災組織に出

動要請を行うものとする。

（ウ）　防災本部等への通報

（1）発災事業所から大容量泡放射システムの輸送要請を受けたときは、防災本部及び

防災関係機関に通報するものとする。

（2）大容量泡放射システムを輸送するときは、防災資機材搬送要領に基づき搬送指示書

（搬送資機材リスト）を防災本部に通報するものとする。

ウ　防災本部の措置

　　　　　　　防災本部は、大容量泡放射システムの輸送の連絡を受けたときは、防災関係機関及び関係地方行政機関に対して、輸送に必要な調整を行うものとする。

エ　輸送経路

大容量泡放射システムを配備事業所から発災事業所へ輸送する際の経路は、広域共同防災組織が広域共同防災規程に定める輸送計画による。

オ　輸送計画の調整

　　　　　　広域共同防災組織は、広域共同防災規程に定める輸送計画を変更しようとするときは、当該輸送計画について、あらかじめ防災本部と調整するよう努める。

(3)　広域共同防災組織活動時における関係機関の連携

大容量泡放射システムの輸送の連絡を受けた防災関係機関及び関係地方行政機関は、速やかに所要の活動を実施するものとする。

第３節　特別防災区域協議会

特定事業者は、共同して特別防災区域に係る災害に対処するため、防災協力体制を整備しておく必要がある。大阪北港地区及び堺泉北臨海地区においては、特定事業者全部とその他事業者で、石災法第22条に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「特別防災区域協議会」という。）が設置されている。

　　なお、関西国際空港地区は、特定事業者が１社であるため、特別防災区域協議会を設置する必要はない。

　　特別防災区域協議会は、その他の事業者の加入促進を図り、特別防災区域の防災体制の整備・強化に努めるものとする。

１　特別防災区域協議会の現況

　　　　　　　表２－３特別防災区域協議会の現況

令和６年９月現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　名　　称 | 設立年月日 | 構成事業所数 |
| 大阪北港地区防災協議会 | 昭和５１年１１月２６日 | １４ |
| 堺・泉北臨海特別防災地区協議会 | 昭和５２年４月２８日 | ３９ |

２　特別防災区域協議会の業務

(1)　災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

(2)　災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究

(3)　特定事業所及びその他事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施

(4)　共同防災訓練の実施

(5)　その他、協力体制の整備上必要な事項の調整

第４節　広域共同防災協議会

　　石災法第19条の二第１項の政令で定める堺泉北臨海、和歌山北部臨海中部、御坊地区の特別防災地区において、一定規模以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する特定事業所にあっては、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行うための広域的な共同防災組織が設置されている。

１　広域共同防災協議会の現況

令和６年９月現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 設立年月日 | 構成事業所数 |
| 大阪・和歌山広域共同防災協議会 | 平成２０年６月２５日 | ６ |

２　構成事業所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 府県 | 特別防災区域 | 構 成 事 業 所 |
| 大阪府 | 堺泉北臨海地区 | 丸紅エネックス（株）　堺ターミナル | 堺市西区築港新町２丁２番地 |
| コスモ石油（株）　堺製油所 | 堺市西区築港新町３丁１６番地 |
| * ＥＮＥＯＳ（株）　堺製油所
 | 堺市西区築港浜寺町１番地 |
| 三井化学（株）　大阪工場 | 高石市高砂１丁目６番地 |
| 和歌山県 | 和歌山北部臨海南部地区 | ＥＮＥＯＳ（株）　和歌山製製造所 | 有田市初島町浜1000番地 |
| 御坊地区 | 関西電力（株）　御坊発電所 | 御坊市塩屋町南塩屋字富島１番地３ |

※　大容量泡放射システム配備事業所

３　広域共同防災協議会の業務

(1)　広域共同防災組織の活動に関する計画の立案

(2)　大容量泡放射システム等の防災資機材の設置

(3)　大容量泡放射システムによる防災訓練の計画及び実施

(4)　大容量泡放射システム防災要員の教育計画の策定と実施

(5)　防災資機材等の技術的検討及び維持管理

(6)　広域共同防災規程の制定及び改廃に関する事項

(7)　前号に準じる事業及び付帯する事業

第５節　防災協力体制等

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、災害の拡大防止のため、相互応援協定等を締結するなどの防災協力体制を確立しておくとともに、防災資機材を迅速に調達できるよう対策を実施しておくものとする。

第１　防災協力体制

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、相互応援に係る応援要請、応援出動、応援活動内容、費用負担等について定める相互応援協定等をあらかじめ締結することにより、防災協力体制を確立しておく。

(1)　消防機関の相互応援協定

(2)　大阪海上保安監部と消防機関との業務協定

(3)　特定事業所及びその他事業所間の相互応援協定等

(4)　関係市間の相互応援協定等

(5)　関西国際空港における相互応援協定等

第２　防災資機材の調達

防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、災害の状況によっては防災資機材等を多量に必要とするので、迅速に調達できるよう対策を実施しておく。

１　実施機関

　　　 　 特定事業者、消防機関、府、市町、海上保安機関

２　調達先

　　　　　　 防災関係機関、特定事業所及びその他事業所は、あらかじめ関係機関、団体、特定事業者の保有する防災資機材等の種類、性能及び数量等を把握し、調達先を明確にしておく。

３　調達方法

(1)　調達手続

　　　　　 　防災資機材等を調達する場合は、調達先に対し、次の事項を明らかにして行う。

　　　　　ア　災害の状況及び調達理由

　　　　　イ　防災資機材等の種類、性能及び数量

　　　　　ウ　資機材の運搬方法

　　　　　エ　集結場所及び日時

　　　　　オ　その他必要事項

(2)　輸送方法

防災資機材等の緊急輸送は、原則として発災事業所又は防災資機材等に不足をきたした機関が行うものとし、これが不可能又は著しく困難な場合は、調達先に依頼するほか次の方法により行う。

　　　　　ア　陸上輸送

　　　　 （ア）防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の車両

　　　　　（イ）運送業者の車両

　　　　　イ　海上輸送

　　　　　（ア）防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の船舶

　　　　　（イ）海上運送業者の船舶

　　　　　（ウ）災害派遣要請による自衛隊の船舶

　　　　　ウ　航空輸送

　　　　　（ア）防災関係機関、特定事業所及びその他事業所の航空機

　　　　　（イ）災害派遣要請による自衛隊の航空機

第６節　連絡協議会

特別防災区域における防災・保安に関し、情報や意見の交換を行い、災害の予防対策や応急活動の充実及び質的向上を図るため「大阪府特別防災区域連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

１　組織

　　　　　 連絡協議会は府、市町、消防機関、特別防災区域協議会及び特定事業者の各職員で構成す

 る。

２　活動

(1)　特定事業所及びその他事業所の防災教育及び防災訓練についての情報交換

(2)　防災、保安に関する調査研究についての情報交換

(3)　特別防災区域相互の応援等協力体制についての情報交換

(4)　その他の防災・保安に関する問題についての連絡、情報交換

(5)　その他